令和９年度

固定資産税

償 却 資 産 申 告 の 手 引 き

市税務行政につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、１月１日（賦課期日）現在の一宮市内に所有している償却資産について毎年１月31日（提出期限）までに申告する義務があります。（地方税法第383条）

つきましては、この手引きをご参照の上、申告書等を作成し、期限までにご提出ください。

期限の間近になりますと、窓口が大変混雑しますので、１月22日（金）までにご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。なお、郵送、電子申請（eLTAX）でも提出可能です。

－　令和９年度申告に係る変更点について　－

☆ 償却資産申告書及び種類別明細書の様式が変更になりました。
種類別明細書に増加・減少等を記載する場合は、**『異動区分』の記入等**が必要になります。
記入例（手引き13ページから15ページを参照して記入漏れがないように作成してください。

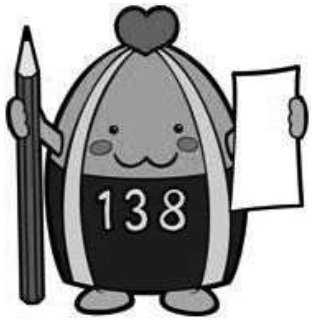
☆ 複写式様式が廃止になりました。
受付印が押印された「控え」が必要な場合は、**必ずご自身で「控え」をご準備ください。**

☆ 「控え」（受付印押印）が必要な場合で郵送される方は、「控え」と「切手を貼付した返信用封筒」を同封してください。

☆ 免税点が150万円から180万円になりました。

○　提出先・問い合わせ先

〒491－8501
一宮市本町２丁目５番６号（本庁舎３階33番窓口）
一宮市財務部資産税課　償却資産グループ
TEL　0586－28－8967（直通）



◎一宮市ウェブサイト



◎地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）



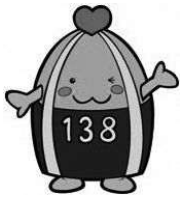
一　宮　市

■私は申告が必要？　どうやって申告すればいい？



どんな資産を申告すればいいのか分からないです…。

P.１で行っている事業の資産の例をご確認ください。
アパート・駐車場等の賃貸業や太陽光発電設備による売電事業を行っている方は、P.２をあわせてご確認ください。





申告の方法が分からないです…。

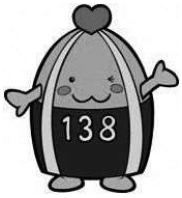
資産の所有状況によって提出する書類が異なりますので、P.７で必要な書類を確認してください。申告書の記入例については、P.13～15をご参照ください。また電子申告（eLTAX：エルタックス）による申告も受け付けています。





急に申告書が届いたんだけど…。

一宮市では、所得税または法人税に関する書類の閲覧等による調査を行っています（地方税法３５４条の２）。調査の結果、申告しなくてはならない資産があるにも関わらず未申告の場合や、市への申告の内容と相違がある場合等に、申告書を提出していただくためお送りしています。





申告しないとどうなるのかな…。

正当な理由なく申告しなかった場合や、虚偽の申告をした場合は、罰金または過料を科されることがあります。また、申告もれの資産については、最大５年度分までさかのぼって課税されることがあります。
もし申告すべき資産がない場合は、申告書「20 該当資産なし」欄に☑を付けて申告してください。



1．償却資産とは

土地・家屋以外の有形の固定資産で現に事業に用いている資産及び事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

（1）償却資産の種類と具体例

資産の種類		償却資産の例
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化設備等の外構工事、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等（P.3 参照）
2 機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、太陽光発電設備（P.2 参照）、クレーン等建設機械（P.6 参考③④）等
3 船舶		ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具		大型特殊自動車等（自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車・トラック等及びカーナビゲーション等は除く。）（P.6 参考③④）
6 工具、器具及び備品		パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

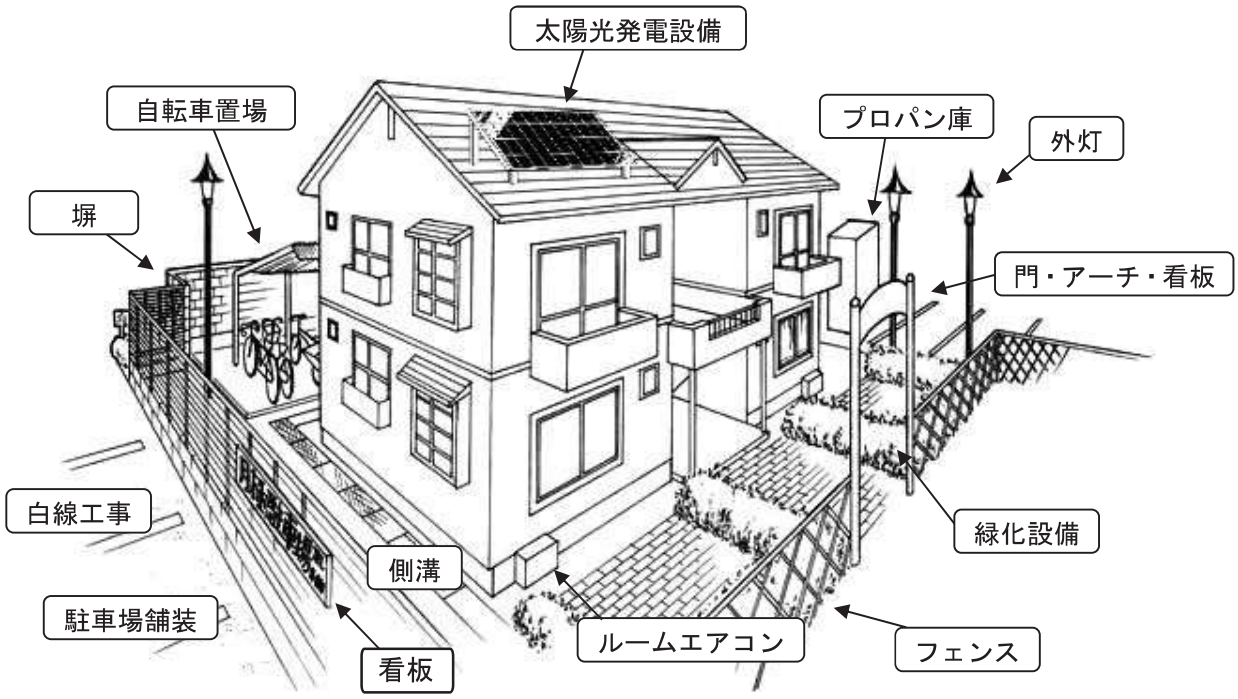
（2）業種別の主な償却資産

業種	償却資産の例
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、受変電設備、看板、舗装路面、ＬＡＮ設備、太陽光発電設備等
飲食業	テーブル、椅子、カウンター、音響機器、冷蔵庫、厨房設備等
理容・美容業	理容・美容椅子、消毒殺菌機、サインポール、洗面設備等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、給排水設備、ビニール包装設備等
医療・薬局業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、光学検査機器、顕微鏡等）、薬品戸棚、陳列ケース、ベッド、給食用厨房器具等
小売業	陳列棚、陳列ケース、冷蔵ストッカー等
農業	ビニールハウス、大型特殊自動車（コンバイン、トラクター等）等
自動車整備業・ガソリン販売業	旋盤、リフト、チェーンブロック、オイルクリーナー、洗浄機、コンプレッサー、溶接機、充電器、ドリル、検査工具、取付工具、切削工具、ガソリン計量機、照明設備、地下タンク等
建設業	大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等）、測量機器、発電機等
金属製品等加工業	旋盤、ボール盤、定盤、フライス盤、プレス機、カッター、研磨機、グラインダー、モーター、溶接機、コンプレッサー、クレーン、検査工具、取付工具、切削工具等
不動産賃貸業	駐車場舗装、外灯、門、緑化設備、自転車置場、屋外給排水設備等

＜不動産賃貸業の償却資産の例＞

賃貸用のアパート・ビル・駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に償却資産に固定資産税がかかります。

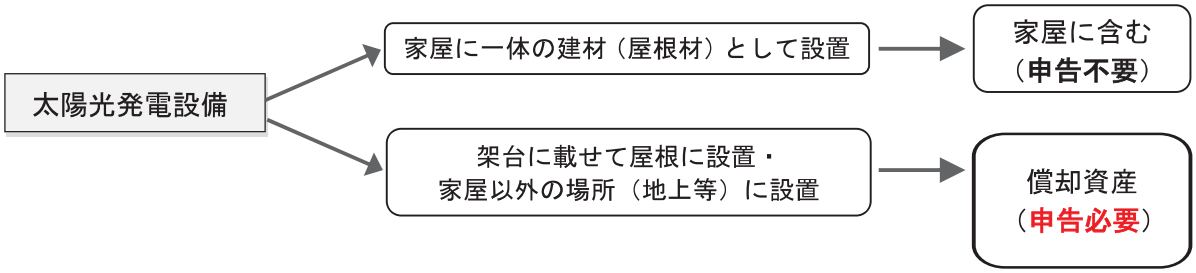
償却資産に該当するものを例示しますと、次の通りです。これらは、償却資産として申告が必要なものです。



＜申告対象となる太陽光発電設備＞

太陽光発電設備については、出力量（数）に関わらず事業の用に供しているものであれば事業用資産として申告が必要となります。

〈償却資産と家屋の区分〉



※課税標準の特例については P. 11 参考⑤を参照

（3）建物附属設備における家屋と償却資産の区分

建物附属設備については、家屋と償却資産に区分して課税することになっています。
一般的に、独立した機器としての性格が強いものや、特定の生産または業務の用に供されるものは償却資産として取り扱います。
家屋の所有者以外の者（テナント等）が事業の用に供するために、借りた店舗等に施工した内装・造作、電気設備、ガス設備、給排水設備、空調設備等については、借主の償却資産として取り扱います。（地方税法第 343 条第 10 項・一宮市市税条例第 54 条第 8 項）

※区分表は次のとおりです。

＜家屋と償却資産の区分表＞

※下記の表では一般的な設備等の例示をしていますが、一宮市での取扱いであり自治体ごとで取扱いが異なる場合があります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋の所有関係			
			自己所有		借家	
			家　屋（申告不要）	償却資産（申告要）	家　屋（申告不要）	償却資産（申告要）
建　築　工　事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○
電　気　設　備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		○		○
		屋内設備一式	○			○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備（＊）		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管・配線、端子盤等	○			○
	ＬＡＮ設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配管・配線等	○			○
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ		○		○
		配管・配線等	○			○
	避雷設備	設備一式	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
	盗難非常通報装置	設備一式	○			○
	自動車管制装置	屋外設備一式		○		○
		屋内設備一式	○			○
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備（＊）		○		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		○		○
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備（＊）		○		○
		屋内の配管等	○			○
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			○
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			○
空　調　設　備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産または業務用設備（＊）		○		○
		上記以外の設備	○			○
	換気設備	特定の生産または業務用設備（＊）		○		○
		上記以外の設備	○			○
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、ＰＯＳシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○		○
外　構　工　事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化設備等）		○		○

（＊）特定の生産または業務用設備の例

- 工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備
- 工業用水道配管
- ガスバーナー用のガス配管
- 精密機械工場内の空調設備や集塵設備

（4）土地と償却資産の区分

土地の造成または改良のために要した費用は、土地の取得価額に含めて経理処理をすることになっていますが、その規模、構造からみて土地と区分して構築物とすることが適当と認められる場合は、構築物の取得価額とすることができます。（法人税基本通達 7-3-4）
この場合は、償却資産の申告が必要です。

2．償却資産の申告について

（1）申告が必要な方

令和９年１月１日現在、一宮市内に償却資産を所有している方です。

（2）申告書等の提出期限

令和９年１月 31 日

期限の間近になりますと窓口が大変混雑しますので、**1 月 22 日（金）**までにご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

（3）申告書等の提出先

一宮市財務部資産税課 償却資産グループ（本庁舎３階 33 番窓口）

または、尾西事務所窓口課、木曽川事務所総務窓口課、各出張所窓口

なお、郵送でも申告できますが、申告書控（受付印押印）を必要とされる方は、ご自身で「控え」を準備いただき、**切手を貼付した返信用封筒**を同封してください。

あて先：〒491-8501　一宮市本町２丁目５番６号
一宮市財務部資産税課償却資産グループ

※裏表紙のラベルをご利用ください。

（4）申告の対象となる資産

令和９年１月１日現在、**現に事業に用いている資産及び事業の用に供することができる資産**です。なお、以下の資産も申告の対象となります。

- 償却済資産（減価償却が終わり、帳簿上備忘価額で計上されている資産）
- 簿外資産（帳簿上は記載されていなくても、本来は減価償却が可能な資産）
- 遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼動していない資産）
- 建設仮勘定で計上されている資産であっても、賦課期日までに完成し、事業の用に供されている資産
- 福利厚生の用に供する資産
- 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）
- 耐用年数が１年未満または取得価額が20万円未満であっても、税務会計上個別に減価償却をしている資産（P.５ **参考①**）
- 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却をしている資産（P.５ **参考①**）
- 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売（＊）と同等である資産（P.５ **参考②**）
 ＊割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている資産は、原則として買主が申告してください。

（5）申告の対象とならない資産

以下の資産は、償却資産の対象となりませんので申告の必要はありません。

- 耐用年数が１年未満または取得価額が 10 万円未満のもので、税務会計上一時に損金または必要な経費に算入された資産（P.５ **参考①**）
- 取得価額が20万円未満のもので、税務会計上事業年度ごとに一括して３年間で償却を行うことを選択された資産（P.５ **参考①**）
- ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、取得価額が20万円未満のもの（P.５ **参考①**）
- 自動車税または軽自動車税の課税対象となる資産
 ＊大型特殊自動車は申告が必要です。（P.６ **参考③④**）
- 無形減価償却資産（特許権、商標権、ソフトウェア、営業権等）
- 繰延資産（開業費等）
- 棚卸資産（商品、貯蔵品等）

＜参考①＞少額資産の取り扱いについて

償却資産の申告の対象から除外する、いわゆる「少額資産」は、地方税法第 341 条第 4 号及び地方税法施行令第 49 条により、取得価額が 10 万円未満のもののうち一時に損金算入した資産、取得価額 20 万円未満のもののうち 3 年間で一括償却した資産のみをいいます。このことから、租税特別措置法の規定を適用して即時償却した資産については、償却資産の対象となります。

○：申告要　×：申告不要

取得価額 ／ 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 40 万円未満	40 万円以上（※5）
中小企業者等の少額資産特例（※1）		○	○	
一時に損金算入（※2）	×			×（1 年未満または 10 万円未満）
３年で一括償却（※3）	×	×		
個別に減価償却（※4）	○	○	○	○

※1　租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5、旧租税特別措置法第 67 条の 8 ほか
※2　法人税法施行令第 133 条、所得税法施行令第 138 条
※3　法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項、所得税法施行令第 139 条第 1 項
※4　個人の方については平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した 10 万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません（所得税法施行令第 138 条第 1 項）。
※5　令和 8 年 3 月 31 日以前に取得した資産については 30 万円以上

また、地方税法施行令第 49 条により、法人税法第 64 条の 2 第 1 項または所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で取引取得価額が 20 万円未満の資産については申告の対象外となります。

＜参考②＞借用資産（リース資産）について

リース資産はその契約内容により、資産を貸している人に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している人に申告していただく場合に分かれます。詳しくは次の表のとおりです。

○：申告要　×：申告不要

リース契約の内容	資産を貸している人	資産を借りている人
通常の賃貸借契約によるリース資産	○（資産の所在する市町村へ申告）	×
実際の売買にあたるようなリース資産（リース後に資産が使用者の所有物となるような場合等）	×	○

※平成 19 年度税制改正により、平成 20 年 4 月 1 日以降に契約を締結した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、税務会計において、売買取引として取り扱われることとなりましたが、償却資産の申告につきましては、従来どおりリース会社からの申告となります。

＜参考③＞大型特殊自動車について

○：申告要　×：申告不要

自動車の構造及び原動機			自動車の大きさ 長さ	自動車の大きさ 幅	自動車の大きさ 高さ	自動車の種別	償却資産
ア	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローダ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操行する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km/時以下のもの	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	小型特殊自動車	×
		自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km/時を超えるもの				大型特殊自動車	○
		上記以外のもの					
イ	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度35km/時未満のもの				小型特殊自動車	×
		最高速度35km/時以上のもの				大型特殊自動車	○
ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車						大型特殊自動車	○

※上表アに該当する自動車の場合は、最高速度15km/時以下、長さ4.70m以下、幅1.70m以下、高さ2.80m以下の4つの条件を1つでも超えると大型特殊自動車となり、償却資産に該当します。
※上表イに該当する自動車の場合は、大きさは問わず最高速度が35km/時以上であれば大型特殊自動車となり償却資産に該当します。

＜参考④＞大型特殊自動車の分類番号

大型特殊自動車は、自動車登録番号の分類番号により下記のとおり資産の種類が区分されます。

（1）大型特殊自動車のうち、建設機械（機械及び装置）に該当するもの
・・・分類番号：0，00～09，000～099

（2）大型特殊自動車のうち、建設機械以外（車両及び運搬具）のもの
・・・分類番号：9，90～99，900～999

（例）　建設機械の場合　　建設機械以外の場合



３．申告の方法について

申告の方法には、一般方式と電算処理方式があります。

（１）一般方式（増減申告）

次の表の申告区分により、○印のついている書類を提出してください。
全資産用・プレ申告用の種類別明細書で所有している資産を確認してください。

申告区分＼提出書類		償却資産申告書（第 26 号様式）P. 13 参照	種類別明細書		留意点
			全資産用・プレ申告用（別表 1）P. 14 参照	増減資産用（別表 2）P. 15 参照	
初めて申告される方	申告する資産がある方	○	○		種類別明細書に一宮市内に所在する全資産を記入してください。
	申告する資産がない方	○	×		申告書「20 該当資産なし」に☑を付けてください。
前年度以前に申告された方	資産の増減がない方	○	×	×	申告書「19 資産に増減なし」に☑を付けてください。
	増加した資産がある方	○	○	○ 全資産で申告する場合は不要	種類別明細書に前年中に増加した資産を全て記入してください。
	減少した資産がある方	○	○(①)	○(②) 全資産で申告する場合は不要	種類別明細書に前年中に減少した資産を二本線で削除(①)または全て記入(②)してください。
	増加・減少資産が両方ある方	○	○(①)	○(②) 全資産で申告する場合は不要	種類別明細書に前年中に増加した資産を追加、減少した資産を二本線で削除(①)または全て記入(②)してください。
	廃業・転出された方	○	×	×	申告書 21「転出・廃業・解散」に☑をつけて、廃業日を記入してください。

※前年中とは、令和８年１月２日から令和９年１月１日までの期間です。
※前年より前の資産の増加･減少について申告もれがありましたら、それらも申告してください。
※一宮市公式ウェブサイト（ページ ID：1021981）から、申告書等の用紙をダウンロードすることができます。
※申告書等の記入方法については、P. 13 以降の記入例をご参照ください。

（２）電算処理方式

電算処理により独自の様式で申告することもできます。また、全資産申告する場合には、増加・減少した資産のみの申告ではなく、令和９年１月１日現在、一宮市内に所有する全ての資産について、評価額等を算出し、申告してください。
資産内容が前年度と変更がない場合でも、種類別明細書（評価額、課税標準額等を記載）を添付してください。

（３）電子申告について

地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用し、インターネットによる申告も受け付けています。詳しくは、eLTAX のウェブサイト（https://www.eltax.lta.go.jp）をご覧ください。

虚偽の申告をした場合、または正当な理由がなく申告しなかった場合は、地方税法の規定により、罰金または過料を科されることがあります。　（地方税法第 385 条・第 386 条）

4．評価額の算出方法について

資産ごとに取得年月、取得価額及び耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第１、第２、第５及び第６を参照。一宮市公式ウェブサイト（ページ ID：1026531）から閲覧できます。）に基づき評価額を算出します。

評価額の計算方法は次のとおりです。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 × （１－ $\frac{r}{2}$ ） （＊１）	前年度評価額 × （１－ｒ） （＊２）

ｒ　：耐用年数に応ずる減価率

＊１：端数処理は、小数点以下第４位を切り捨てます。
　　半年分の減価残存率で下記＜減価残存率表＞の＊１欄の率です。

＊２：１年分の減価残存率で下記＜減価残存率表＞の＊２欄の率です。

算出した評価額が取得価額の 5%を下回る場合は、取得価額の 5%の額が評価額となります。

税務会計上の取り扱いとは異なりますのでご注意ください。

（例）取得価額 1,000,000 円、取得年月令和８年４月、耐用年数４年の資産の場合、各年度の評価額は次のとおりです。

※前年中取得の減価残存率は 0.781 で前年前取得は 0.562（＜減価残存率表＞参照）

令和　９年度：　1,000,000 円　×　0.781　＝　781,000 円
令和 10年度：　781,000 円　×　0.562　＝　438,922 円
令和 11年度：　438,922 円　×　0.562　＝　246,674 円
令和 12年度：　246,674 円　×　0.562　＝　138,630 円
令和 13年度：　138,630 円　×　0.562　＝　77,910 円
令和 14年度：　77,910 円　×　0.562　＝　43,785 円　＜　50,000 円　（＊）

＊令和 14年度で算出額が取得価額の 5%（50,000 円）より小さくなるので、以降の評価額は 50,000 円となります。

＜減価残存率表＞

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 ｒ	減価残存率 前年中取得のもの ＊１	減価残存率 前年前取得のもの ＊２	耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 ｒ	減価残存率 前年中取得のもの ＊１	減価残存率 前年前取得のもの ＊２	耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 ｒ	減価残存率 前年中取得のもの ＊１	減価残存率 前年前取得のもの ＊２
２	0.684	0.658	0.316	１９	0.114	0.943	0.886	３６	0.062	0.969	0.938
３	0.536	0.732	0.464	２０	0.109	0.945	0.891	３７	0.060	0.970	0.940
４	0.438	0.781	0.562	２１	0.104	0.948	0.896	３８	0.059	0.970	0.941
５	0.369	0.815	0.631	２２	0.099	0.950	0.901	３９	0.057	0.971	0.943
６	0.319	0.840	0.681	２３	0.095	0.952	0.905	４０	0.056	0.972	0.944
７	0.280	0.860	0.720	２４	0.092	0.954	0.908	４１	0.055	0.972	0.945
８	0.250	0.875	0.750	２５	0.088	0.956	0.912	４２	0.053	0.973	0.947
９	0.226	0.887	0.774	２６	0.085	0.957	0.915	４３	0.052	0.974	0.948
１０	0.206	0.897	0.794	２７	0.082	0.959	0.918	４４	0.051	0.974	0.949
１１	0.189	0.905	0.811	２８	0.079	0.960	0.921	４５	0.050	0.975	0.950
１２	0.175	0.912	0.825	２９	0.076	0.962	0.924	４６	0.049	0.975	0.951
１３	0.162	0.919	0.838	３０	0.074	0.963	0.926	４７	0.048	0.976	0.952
１４	0.152	0.924	0.848	３１	0.072	0.964	0.928	４８	0.047	0.976	0.953
１５	0.142	0.929	0.858	３２	0.069	0.965	0.931	４９	0.046	0.977	0.954
１６	0.134	0.933	0.866	３３	0.067	0.966	0.933	５０	0.045	0.977	0.955
１７	0.127	0.936	0.873	３４	0.066	0.967	0.934	５１	0.044	0.978	0.956
１８	0.120	0.940	0.880	３５	0.064	0.968	0.936	５２	0.043	0.978	0.957

5．課税について

課税についての詳細は下の表のとおりです。

区　　分	説　　明
価格等の決定	申告及び調査に基づいて固定資産（償却資産）の価格等を決定します。
課税標準額	賦課期日（１月１日）における償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものです。 ただし、課税標準の特例（P.10 参照）の適用を受ける資産の課税標準額はその価格に特例率を乗じた額となります。
税　　率	1.4%です。
免　税　点	課税標準額（償却資産の合計額）が 180 万円未満の場合は課税されません。 ただし、180 万円未満であっても申告は必要です。(令和９年度から変更)
閲　　覧	償却資産の所有者等は、償却資産課税台帳の閲覧により、価格等登録内容の確認を行うことができます。 令和９年度の無料での閲覧の期間は４月１日から第１期納期限までの間です。 なお、閉庁日（土曜日、日曜日、祝休日、12/29～1/3）を除きます。
納　　期	原則として１期（４月）、２期（７月）、３期（12 月）、４期（翌年２月）の４回で納めていただきます。
過年度への遡及等について	資産の申告もれ等があった場合には、その年度だけでなく、過去にさかのぼって（最大５年度）課税されることがあります。なお、過年度分について追加課税となった場合は通常の納期とは異なり、納期は１回となりますのでご留意ください。

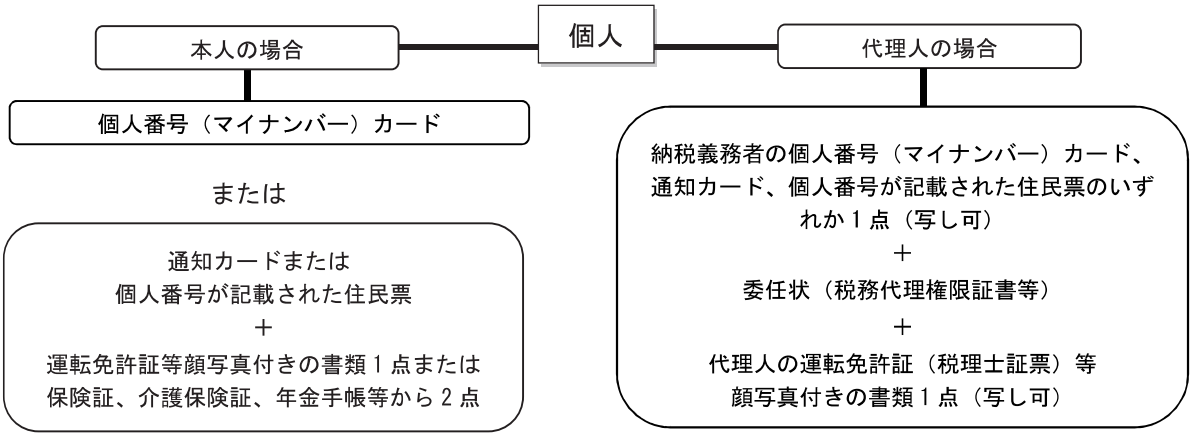
※閲覧開始日、納期等に変更がある場合は「広報いちのみや・一宮市公式ウェブサイト」等でお知らせします。

6．個人番号・法人番号の記入について

マイナンバー法が施行され、償却資産申告書に「個人番号」または「法人番号」を記入していただくことになりました。

マイナンバー法では、「個人番号」を記入した書類の提出には、本人確認として、番号確認（正しい個人番号であることの確認）と身元確認（番号の正しい持ち主であることの確認）の２つの確認を行うことが必要とされています。

償却資産の申告にあたっては、番号の記入をお願いするとともに、あわせて「個人番号」を記入した申告書については本人確認を実施いたしますので、以下のとおり必要書類をご提示くださるようお願いいたします。なお、個人番号の記入がない場合でも申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記入はないものとして受理いたします。



※郵送で提出される場合は、上記の書類の写しを同封してください。委任状は原本が必要です。

※令和２年５月25日をもって通知カードが廃止されました。通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き個人番号を証明する書類として利用できます。

7．非課税・課税標準の特例等

（1）非課税・課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法及び条例の規定により固定資産税が軽減される場合があります。

・非課税となる償却資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産を所有されている方は、「償却資産に係る非課税適用申請書」をご請求の上、必要事項を記入し非課税内容に係る書類とともに提出してください。ただし、非課税該当の償却資産であっても台帳に登録しますので申告をお願いいたします。

・課税標準の特例が適用される資産（ページ ID: 1025162）

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条、第 15 条の 2、第 15 条の 3、第 64 条の規定により、一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。特例の適用を受ける場合は、申告書等とともに添付書類を提出してください。

＜特例が適用される資産の例＞

資産の種類		特例率	添付書類
公共の危害防止施設等	水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場等の汚水または廃液の処理施設等	1／2	施設設置届出書(写)・施設設置許可書(写)等
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設	1／2	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の最終処分場	2／3	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設	1／3	
	下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設	4／5	
一体型滞在快適性等向上施設		1／2	都市再生整備計画の証明（写）等
雨水貯留浸透施設		1／3	工事の検査済証(写)等
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備		P.11 参考⑤	
中小企業等経営強化法における先端設備等導入計画に基づき新規取得した先端設備等に該当する一定の固定資産		P.11 参考⑥	

＊改正により、該当資産、適用期間、範囲等が変更になることもあります。

（2）耐用年数の短縮等を適用した償却資産

令和８年１月２日から令和９年１月１日までの間に、法人税法または所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産がある場合は、下記＜耐用年数の短縮等の添付書類一覧＞に掲げる添付書類とともに提出してください。これらの償却資産については、法人税法または所得税法の規定による計算上の取扱いに準じて評価額等が算出されます。なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却は、固定資産税では認められておりません。

＜耐用年数の短縮等の添付書類一覧＞

事　　項	国税における所轄	添　　付　　書　　類
耐用年数の短縮	国税局長	耐用年数の短縮の承認申請書(写)
増　加　償　却	税務署長	増加償却の届出書(写)及びそのことを証する書類(写)

＜参考⑤＞再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例について

＜取得時期及び特例対象資産と特例率＞　（ページ ID：1025162）

取得時期：令和６年４月１日～令和８年３月31日 **特例適用期間：取得時期の翌年度から３年度分**

設備種類	発電出力量	特例率	概要	添付書類
太陽光発電設備	1,000kW 未満	2/3	FIT・FIP 制度の認定を受けていないもの（※要件あり）	・補助事業者等が交付する補助金等が確定したことが確認できる書類（写） ・出力規模等が確認できる資料（仕様書・見積書等）（写）
	1,000kW 以上	3/4		

取得時期：令和８年４月１日～令和11年３月31日 **特例適用期間：取得時期の翌年度から３年度分**

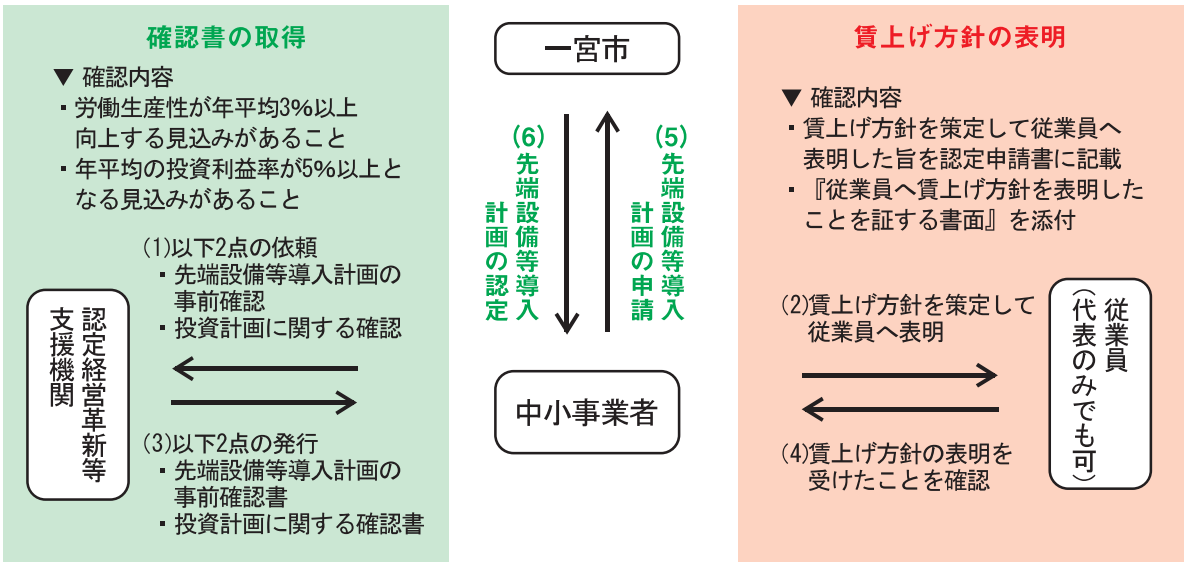
設備種類	特例率	概要	添付書類
太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽電池）	1/2	グリーンイノベーション基金の支援を受けた事業所により製造されるもの	・補助事業者等が交付する補助金等が確定したことが確認できる書類（写）

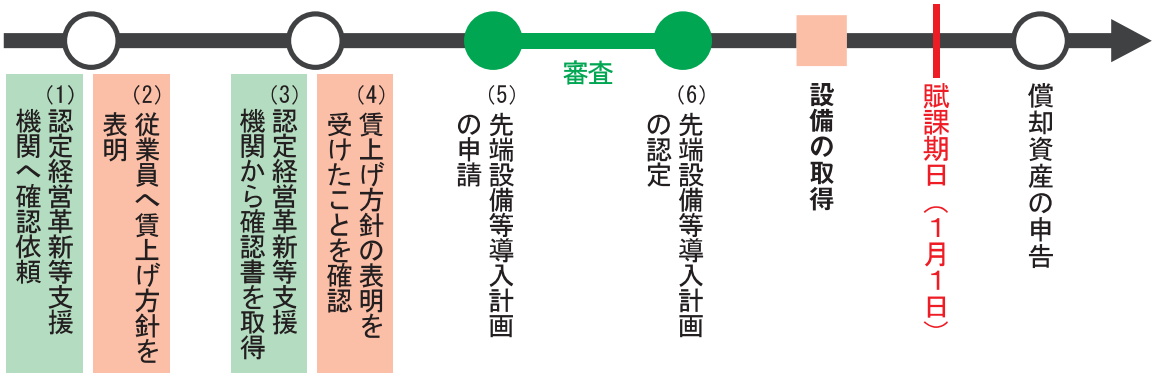
詳細やその他の設備の種類については一宮市公式ウェブサイト（ページ ID：1025162）をご確認ください。

＜参考⑥＞中小企業等経営強化法における先端設備等導入計画に基づき新規取得した先端設備等に該当する一定の固定資産に係る課税標準の特例について

一宮市では、中小事業者等が市の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、新規に取得した一定の**固定資産（償却資産）の課税標準を軽減します。**先端設備等導入計画の申請については、活力創造部産業振興課（直通電話 0586-28-9130）へお問い合わせください。（ページ ID 1056993）

＜先端設備等導入計画の認定と特例適用の流れ＞





＜特例適用期間及び特例率＞

下記の表のとおりとなります。

従業員に対する賃上げ方針の表明		設備の取得時期	適用期間	課税標準額
無		令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間	3年間	1/2に軽減
有	1.5%以上	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間	5年間	1/3に軽減
		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間	4年間	
	3.0%以上	令和7年4月1日から令和9年3月31日までの期間	3年間	1/2に軽減
			5年間	1/4に軽減

＜特例の対象となる中小事業者等＞

・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※下記に該当する場合は特例の適用対象外です。

・同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人または資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

＜取得時期及び特例対象資産＞

取得時期：資産の取得が「先端設備等導入計画」認定後から**令和9年3月31日までの期間**

資産の種類（中古資産を除く）	最低価額	共通要件	添付書類
機械及び装置	160万円以上	年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するのに必要不可欠な設備であること	①先端設備等導入計画の認定書（写） ②認定を受けた先端設備等導入計画（写） ③認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書（写） ④従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面
測定工具及び検査工具	30万円以上		
器具及び備品			
建物附属設備（家屋と一体で課税されるものは対象外）	60万円以上		

※償却資産として課税されるものに限ります。

※リース資産で、リース会社が申告する場合には、上表の添付書類に加え「リース契約書（写）」及び「公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写）」も添付してください。



ご注意ください。

「先端設備等導入計画」の認定後に設備を取得することが必須です。

※P.11＜先端設備等導入計画の認定と特例適用の流れ＞参照

令和7年3月31日までに認定を受けた先端設備等導入計画を、変更（設備の取得等）する場合は、変更申請ではなく新制度での新規の申請になりますのでご注意ください。

また、賃上げ方針を計画内に位置付けることができるのは新規申請時のみとなります。変更申請時に賃上げ方針を計画内に追加することはできません。

８．申告書等の記入例

償却資産申告書、種類別明細書は、記入例を参考に記入してください。**提出の際に控えが必要な場合は、写しを取ってから提出してください。**

（１）償却資産申告書の記入例

納税通知書送付先住所

① 納税通知書の送付先を変更したい場合は、二本線で消して修正してください。（「22」備考にその旨を記入してください。）
② 電話番号を記入してください。

所有者氏名

① 印字してある氏名・名称に誤り、または変更がある場合は、二本線で消して修正し、「22」備考に変更事由、年月日等を記入してください。
② 屋号があれば記入してください。

公簿上の住所又は所在地

住所に誤り、または変更がある場合は、二本線で消して修正し、「22」備考欄に変更事由、変更年月日を記入してください。

今年度（R9）申告の「前年前に取得したもの（イ）」の取得価額と前年度（R8）申告の「計（ニ）」の取得価額は**一致します。一致しない場合はその理由を備考欄等に明記してください。**

既に申告している資産について訂正がある場合には、該当箇所を二本線で抹消し、正しい取得価額を記入してください。（資産の増減ではありません。）



① 「６」事業種目　主たる事業種目を具体的に記入してください。
② 「７」事業開始年月日　個人…事業を開始した年月。　法人…法人の設立年月。
③ 「８」応答する者の係及び氏名　申告の対応する方の係名、氏名、電話番号を記入してください。
④ 「９」税理士等の氏名　経理を委託している税理士等の氏名、電話番号を記入してください。

該当する項目に☑を付けてください。
「10」～「13」が有に該当する場合は、関連書類を添付してください。
「14」が有に該当する場合でも、特別償却又は圧縮記帳しない取得価格で申告してください。

市内における事業所等資産の所在地

一宮市内の事業所所在地を記入してください。
償却資産が所在する家屋について、自己所有か借家か、該当するほうに☑を記入してください。

借用資産・資産の有無・廃業

① 「18」借用資産の有無について該当する方に☑を付けてください。
有の場合は、貸主の住所、名称等を記入してください。
② 「19」所在する償却資産の内容が前年度と同じ場合は☑を付けてください。
③ 「20」該当資産なしの場合は☑を付けてください。

(イ) 前年前に取得したもの
令和８年１月１日以前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。印字してある場合は内容を確認してください。
(ロ)前年中に減少したもの
種類別明細書に記入した令和８年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
(ハ)前年中に取得したもの
種類別明細書に記入した令和８年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
(ニ)計((イ)－(ロ)＋(ハ))
算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

備考

次のような事項を記入してください。
① 資産所在地・所有者住所・氏名または名称等に異動があった場合の異動年月日及び事由等
② 課税標準の特例の対象資産がある場合の適用条項と資産名称
③ 納税管理人の住所、氏名、納税通知書の送付先を変更したい旨の記入
④ その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項

（２）種類別明細書（全資産用・プレ申告用）の記入例

（１） 令和８年１月２日から令和９年１月１日までに取得した資産及び市外の事業所から移動してきた資産または前年申告もれ資産について記入してください。
（２） 全資産申告される方（今年はじめて申告される方、電算処理方式による全資産申告をされている方等）は一宮市内に所有するすべての資産を記入してください。
印字されている場合は１月１日（賦課期日）現在一宮市内に所有しているすべての資産があるかを確認してください。
（３） 課税標準の特例または非課税の適用がある資産を取得した場合も、この用紙に記入し、「摘要」欄に適用条項を記入してください。
（４） 次の項目は必ず記載、確認してください。（資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数・増減事由（1～6））
（５） 減少資産は必ず摘要欄に減少した年月を記入してください。※記入のない場合は、令和８年中の減少とみなします。

異動のあった資産の行に「異動区分」を必ず記入してください。
１…増加、２…減少、３…訂正
すでに申告している資産（内容）について訂正がある場合は、異動区分「３」訂正を記入し、一部減少または全部減少の場合は、異動区分に「２」減少を記入してください。
修正する欄を二本線で抹消し直上に正しい内容を記入してください。

全部を除却した場合は、「資産の名称等」を二本線で抹消してください。
増減事由には該当する事由の数字を記入してください。
一部を除却した場合は、「取得価額」を二本線で抹消し、直上に残存している部分の取得価額を記入し、摘要欄に内訳を記入してください。

令和９年度
種 類 別 明 細 書（全資産用・プレ申告用）

所有者名：株式会社 発展毛織　／　1枚のうち 1 枚目
帳票識別コード　申告区分：□当初申告　処理方式：□一般処理　申告書等送付番号：7777777

行番号	異動区分	資産の種類	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	元日取得	取得価額(イ)	耐用年数	減価残存率(ロ)	価額(ハ)	課税標準の特例 率	課税標準の特例 コード	課税標準額	増減事由	摘要
01		2		自動管巻機	1	4	19	10		900 000	7	0.						
02	2	2		管巻機	1	3	50	10		500 000	7	0.					4	R8.4減失
03	2	2		撚機	1	3	52	11		13 500 000	7	0.					4	R8.5減失
04	2	2		編機	1	3	51	7		1 000 000	7	0.					4	R7減少申告漏れ
05	2	2		合糸ワインダー	1	3	55	4		500 000	7	0.					5	稲沢工場へ移設
06	2	6		エアコン	1	3	63	9		250 000	6	0.					4	R8.8減失
07	2	6		コピー機	1	4	6	4		200 000	5	0.					4	R8.10減失
08		6		物置	1	5	3	2		105 600	8	0.						
09		6		陳列棚	1	5	1	5		374 000	8	0.						
10	1	1		構内舗装（アスファルト）	1	5	8	3		1 500 000	10	0.					1	
11	1	2		無芯管巻機	1	5	8	11		300 000	7	0.					1	
12	1	2		撚機	1	5	8	8		14 400 000	7	0.					1	特例 附則64条
13	1	2		合糸ワインダー	2	5	8	4		400 000	7	0.					1	
14	1	2		編機	1	5	7	5		1 500 000	7	0.					1	R8申告漏れ
15	1	5		フォークリフト（大型特殊）	1	5	8	6		2 200 000	3	0.					2	中古見積
16	1	6		エアコン	1	5	8	3		220 000	6	0.					1	
17	1	6		コピー機	1	5	8	11	1								1	1月1日取得
18																		
19																		
20																		
				小 計														

「異動区分」の欄は、１増加、２減少、３訂正 の
「資産の種類」の欄は、１ 構築物 ２ 機械及び
「取得年月」の欄は、３ 昭和 ４ 平成 ５ 令和
「元日取得」の欄は、元日（1月1日）に取得した
「処理方式」が一般処理の場合、「異動区分」
「増減事由」の欄は、１新品取得、２中古品取

増減事由

異動があった資産の行に「増減事由」を必ず記入してください。
１…新品取得　２…中古品取得
３…売却　４…滅失
５…移動　６…その他
※異動区分が
「１」増加の場合…１，２，５，６
「２」減少の場合…３，４，５，６
を記入してください。
※「６」その他の場合、摘要に理由を記入してください。

資産の種類

数字で記入してください。
１　構築物
２　機械及び装置
３　船舶
４　航空機
５　車両及び運搬具
６　工具、器具及び備品

前年中に取得した資産がある場合は、**「異動区分」から「耐用年数」まで、及び「増減事由」を記入**してください。

名称・数量・取得年月・元日取得

① 資産の名称を記入してください。
② 資産の数量を記入してください。
③ 資産を取得した年号と、年・月を記入してください。
年号は数字で記入してください。
３…昭和、４…平成、５…令和
④ １月１日に取得した資産は、**「元日取得」**の欄に**「１」**を、摘要欄にその旨を記入してください。

小計
ページごとに合計を記入してください。

取得価格
資産を取得するために要した額（引取運賃・運送保険料・据付費等を含む）を記入してください。
耐用年数
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第１、第２、第５及び第６に掲げる耐用年数を記入してください。
（中小企業特例を適用し損金算入した資産も同様です。）

摘　要

次のような事項を記入してください。
① 非課税または課税標準の特例の適用がある資産については、その適用条項
② 耐用年数の変更があった場合は、その時期及び旧耐用年数
③ 短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示
④ 増加償却を行っている資産については、その旨の表示
⑤ 中古資産で見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示
⑥ 増減事由区分が「６」その他の場合は内容を記入してください。
⑦ その他、価格の決定にあたって必要な事項
⑧ 前年前に取得した資産を申告し忘れていた場合は、その旨の表示。

（３）種類別明細書（増減資産用）の記入例

（１）前年中に異動のあった増加資産、減少資産及び前年申告もれ資産についてすべて記入してください。
（２）**「全資産用・プレ申告用」で増減を記入し提出いただく場合はこちらの様式は提出不要です。（増減のみを提出する場合はこちらの様式をご利用ください。）**
（３）次の項目は必ず記載してください。（資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数・増減理由（1～6））
（４）減少資産は必ず摘要欄に減少した年月を記入してください。※記入のない場合は、令和８年中の減少とみなします。

一部を除却した場合は、「取得価額」に除却前の金額を記入し二本線で抹消し、直上に残存している部分の取得価額を記入し、摘要欄に内訳を記入してください。

令和 9 年度
種 類 別 明 細 書（増減資産用）

所有者名	1枚のうち
株式会社　発展毛織	1 枚 目

帳票識別コード	
申告区分	□当初申告　・　□修正申告
処理方式	□一般処理
申告書等送付番号	7777777

行番号	異動区分 (注1)	資産の種類 (注2)	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月 (注3) 年号	年	月	元日取得 (注4)	取得価額 (注5)	耐用年数	申告年度	増減事由 (注6)	摘要 (注9)
01	1	1		構内舗装（アスファルト）	1	5	8	3		1,500,000	10	8	1	
02	1	2		無芯管巻機	1	5	8	11		300,000	7	8	1	
03	1	2		織機	1	5	8	8		14,400,000	7	8	1	特例附則64条
04	1	2		合糸ワインダー	2	5	8	4		400,000	7	8	1	
05	1	2		編機	1	5	7	5		1,500,000	7	7	1	R8申告漏れ
06	1	5		フォークリフト（大型特殊）	1	5	8	6		2,200,000	3	8	2	中古見積
07	1	6		エアコン	1	5	8	3		220,000	6	8	1	
08	1	6		コピー機	1	5	9	1	1	300,000	5	8	1	1月1日取得
09	2	2		管巻機	1	3	50	10		500,000	7	8	4	R8.4減失
10	2	2		織機	1	3	52	11		13,500,000	7	8	4	R8.5減失
11	2	2		編機	1	3	51	7		1,000,000	7	7	4	R7減少申告漏れ
12	2	2		合糸ワインダー	1	3	55	4		500,000	7	8	5	稲沢工場へ移設
13	2	6		エアコン	1	3	63	9		250,000	6	8	4	R8.8減失
14	2	6		コピー機	1	4	6	4		200,000	5	8	4	R8.10減失
15														
16														
17														
18														
19														
20														

第二十六号様式別表二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・赤色）（第十四条関係）

異動のあった資産の行に「異動区分」を必ず記入してください。
１…増加、２…減少
一部減少または全部減少の場合は、異動区分に「２」減少を記入してください。

資産の種類
数字で記入してください。
1　構築物
2　機械及び装置
3　船舶
4　航空機
5　車両・運搬具
6　工具・器具・備品

名称・数量・取得年月・元日取得
① 資産の名称を記入してください。
② 資産の数量を記入してください。
③ 資産を取得した年号と、年・月を記入してください。
年号は数字で記入してください。
３…昭和、４…平成、５…令和
④ １月１日に取得した資産は、**「元日取得」**の欄に**「１」**を、摘要欄にその旨を記入してください。

取得価格
資産を取得するために要した額（引取運賃・運送保険料・据付費等を含む）を記入してください。
耐用年数
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第１、第２、第５及び第６に掲げる耐用年数を記入してください。
（中小企業特例を適用し損金算入した資産も同様です。）

増減事由
異動があった資産の行に「増減事由」を必ず記入してください。
１…新品取得　２…中古品取得
３…売却　４…滅失
５…移動　６…その他
※異動区分が
「１」増加の場合…１，２，５，６
「２」減少の場合…３，４，５，６
を記入してください。
※「６」その他の場合、摘要に理由を記入してください。

摘　要
次のような事項を記入してください。
① 非課税または課税標準の特例の適用がある資産については、その適用条項
② 耐用年数の変更があった場合は、その時期及び旧耐用年数
③ 短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示
④ 増加償却を行っている資産については、その旨の表示
⑤ 中古資産で見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示
⑥ 増減事由区分が「６」その他の場合は内容を記入してください。
⑦ その他、価格の決定にあたって必要な事項
⑧ 前年前に取得した資産を申告し忘れていた場合は、その旨の表示。

システム標準化に伴う申告の際のお願い（注意点）について

一宮市では、令和８年１月 13 日に国が示す標準システムへ移行したことに伴い、各種様式や管理項目等に変更があります。申告書等を作成いただく際にこれまでとは取り扱いが異なる点が多くあります。

本手引の各ページで記載しておりましたが、特に注意いただきたい点を改めて記載します。

申告内容等をご確認いただきますようお願いいたします。

〈申告書・種類別明細書について〉

・複写式の廃止

申告書及び種類別明細書の複写式が廃止され、**「控用」はありません。**

郵送で申告される場合、申告書等に受付印が押印された「控え」が必要な場合は、コピーを同封し、**切手を貼付した返信用封筒**を同封してご提出ください。

・様式の変更

償却資産申告書について

所有者の欄が「住所」と「公簿上の住所又は所在地」の欄に分かれました。一宮市では、「住所」の欄は納税通知書送達先として管理し、「公簿上の住所又は所在地」の欄は個人の方は住民基本台帳の住所、法人の方は法人登記簿上の住所を印字します。

種類別明細書（全資産用・プレ申告用）第 26 号様式別表１について

様式の改正により**「異動区分」**が追加されました。**異動がある資産には忘れずに記入してください。**

「増減事由（１新品取得、２中古品取得、３売却、４滅失、５移動、６その他、のいずれか）」の記入が必要となりましたので、**今年度異動がある資産には忘れずに記入してください。**

種類別明細書（増減資産用）第 26 号様式別表２について

増減の異動があった資産のみ記入してください。

全資産用・プレ申告用の種類別明細書に記入いただいている場合は、提出不要です。

その他の関連情報について

〈実地調査のお願い〉

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第 354 条の規定により、１年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合現年度だけでなく５年度分まで遡及して修正することもありますので、ご了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常と異なり、納期は１回となります。そのほか調査の結果により、家屋の評価を変更する場合があります。

〈国税資料等の閲覧について〉

一宮市では地方税法第 354 条の２の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と申告内容に差異が見受けられた場合は、個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定する場合もあります。

９．よくある質問

質　問	回　答
共同住宅（アパート）を所有し、賃貸業を営んでいるが、償却資産の申告は必要ですか？	必要です。家屋の評価に含まれていない駐車場舗装、外灯やフェンスなどの外構工事、ルームエアコン等が対象となります（P.2 参照）。
市内在住ですが他市で飲食店を経営しています。償却資産の申告はどこにすればよいですか？	償却資産の申告は、居住地ではなく資産が所在する市町村に申告してください。
申告書が届いたが、該当する償却資産がない場合はどうすればよいですか？	該当する償却資産を所有されていない場合も、その旨を申告する必要があります。申告書右下の「20 該当資産なし」に☑をつけて申告書を提出してください。
申告しないとどうなりますか？	正当な理由がなく申告されない場合、地方税法第 385 条・第 386 条の規定により罰金または過料が科されることがありますので必ず申告してください。
課税標準額が免税点（令和 9 年度より 180 万円）未満の場合も申告は必要ですか？	必要です。毎年 1 月 1 日現在において、償却資産を所有されている方は資産の多少に関わらず申告が必要です。
現在使用していない資産も申告の対象となりますか？	対象となります。一時的に稼働を停止している資産（遊休資産）であっても、事業の用に供する目的をもって所有し、現に事業の用に供することができる状態であれば対象となります。
事業用と家庭用両方で使用している資産は、申告の対象となりますか？	対象となります。事業用と家庭用の使用割合に関係なく、その資産全体が申告の対象となります。
減価償却が終わった資産も固定資産税の課税対象となりますか？	対象となります。税務会計上、減価償却が終わっていても、現に事業の用に供している資産及び事業の用に供することができる状態である資産は、固定資産税の課税対象となります。なお、評価額の最低限度額は取得価額の 5%です。
過去に取得（除却）したもので、申告もれの資産があるが、どうすればよいですか？	P.13 以降をご参照の上、令和 9 年度の申告書を提出してください。原則、その申告書をもとに過去の申告内容を修正しますが、過去の年度分についても申告をお願いすることがあります。また、最大 5 年度分までさかのぼって課税または還付されることがあります。
廃業した場合に申告は必要ですか？	必要です。申告書の右下「21 転出・廃業・解散等」に☑を付け、その年月日を記入して申告書を提出してください。
減価償却をしていない資産は申告が必要ですか？	必要です。本来減価償却が可能な資産であれば、償却資産の申告の対象となります。
テナント等として事務所を借りている場合、どのようなものが申告の対象になりますか？	テナント等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産の申告の対象となります（P.3 参照）。

申告書の提出前に次の確認をお願いします。

チェック
- □ 申告書：資産所在地の記入及び✓マークはありますか？
- □ 種類別明細書：異動区分の記入はありますか？
- □ 種類別明細書：増加資産の耐用年数の記入はありますか？
- □ 種類別明細書：増減事由の欄（1～6）の記入はありますか？
- □ 受付印を押印した控えが必要な場合、提出用をコピーした控えは同封されていますか？
- □ 返信用の封筒に適切な金額の切手は添付されていますか？
- □ 特例の対象資産をお持ちの場合、同時に添付書類の提出をお願いします。

↓申告書を郵送で提出する場合は、こちらのラベルを封筒に添付しご利用ください。

〒　491-8501

一宮市本町２丁目５番６号

一宮市役所資産税課　償却資産グループ　行

償却資産申告書在中